

<種子島清掃センターへ持ち込めない廃棄物について>

以下の廃棄物については、種子島清掃センターでは受け入れを行っておりません。

これらを処分する場合は、処理専門業者か販売店等で御確認頂き、適正な処理を行ってください。

項目	説明
リサイクル法対象品	専門業者（若しくは販売店等）へ引取りを依頼して下さい。 ※詳しくは販売店等にお問い合わせください。
特定家庭用機器再商品化法	テレビ、エアコン、冷凍・冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機
資源の有効な利用の促進に関する法律	ディスプレイを含むパソコン全般、小型二次電池
使用済自動車の再資源化等に関する法律	廃自動車全般（原動機付き自転車以上の二輪車含む）
産業廃棄物	専門業者等へ引取りを依頼してください。 事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた 20 品目。その他は事業系一般廃棄物となります。
農業用 廃プラスチック類	専門業者等へ引取りを依頼してください。 例) 廃農業用フィルム（肥料袋、ラップフィルム、マルチビニール等）、廃ポリ容器類 ※各市町で定期的に収集しています。詳しくは、各市町農林水産課へお問い合わせください。
医療廃棄物	専門業者等へ引取りを依頼してください。 医療機関等から出される感染性医療廃棄物等。
土砂、石（墓石）	専門業者等へ引取りを依頼してください。
油脂類、有害液体、薬品等を含むもの	専門業者等へ引取りを依頼してください。 有害性、危険性、引火性があり、清掃センターで安全に処理ができないもの。 例) オイルヒーター、バッテリー、消火器、エンジン付き機械、ガスボンベ 等 (カセットボンベは穴を開けて不燃物で出せます。)
その他 (清掃センターで処理ができないもの)	専門業者（若しくは販売店等）へ引取りを依頼して下さい。 電子レンジ、ワイヤーなど